733

福県医発第1669号（地）
令和６年９月10日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

「重度障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」の更新について

標記の件について、本年10月１日より下記のとおり更新する旨、福岡市より通知がありました。
つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。
なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、福岡市保健医療局総務企画部保険医療課医療助成係（TEL：092-711-4235）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

＜令和６年10月１日からの医療証について＞

種別		色 現行（９月末まで）	色 新（10月から）	一部自己負担（１医療機関あたり）	有効期間
①重度障がい者医療証	65歳未満	水色	桃色	なし	R６.10.１～R７.９.30（※） ※65歳の誕生日前日または精神手帳の有効期限となる場合あり。
	65歳以上	白色	薄紫色		
②ひとり親家庭等医療証		みどり色	オレンジ色	院外　800円／月（※１） 入　院　500円／日（※２） （月７日まで） ※１：高校生世代までは500円／月まで ※２：高校生世代までは自己負担なし	R６.10.１～R７.９.30（※） ※児童が年度の途中で18歳になる場合はR７.３.31まで。

※高校生世代まで：18歳の誕生日前日以後最初の３月31日まで（学生でない人も対象）

①「重度障がい者医療証」について
・新しい医療証は、桃色又は薄紫色です。
・対象者による更新の申請は不要です。新医療証は、所得が基準額以下となった方に対し、９月下旬までに送付されます。
※令和６年１月２日以降、市外からの転入した方など、福岡市において所得が把握できない場合は

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

所得証明等の提出が必要。（対象者には案内文送付）

・精神障がい者（高校生世代までを除く）の精神病床への入院費は助成対象外となります。
（医療証の一部自己負担金欄にその旨記載あり）

②「ひとり親家庭等医療証」について

・新しい医療証は、オレンジ色です。

・対象者による更新の申請が必要です。新医療証は、審査後、認定者にのみ９月下旬までに送付されます。

・年齢により一部自己負担金が異なるため、受診の際は医療証に記載されている一部自己負担金の欄をご確認ください。

＜医療証に記載の「健康保険証」の表記について＞

・従来の健康保険証が令和６年 12 月２日に廃止されることに伴い、医療証に記載しておりました「健康保険証」の表記を「健康保険の資格が証明できるもの※」に変更されております。

※健康保険の資格が証明できるものとは、保険診療の際に必要なマイナ保険証や資格確認書、健康保険証等のことです。

・既に交付済みの子ども医療証については表記の変更は行われませんので、「健康保険の資格が証明できるもの」に読み替えていただきますようお願いいたします。

以上

（公印省略）
保保医第２４８号
令和６年８月28日

公益社団法人　福岡県医師会
会　長　　蓮澤　浩明　様

福岡市長　　髙島　宗一郎
（保健医療局総務企画部保険医療課）

「重度障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」更新の周知について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本市の「重度障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」は、令和６年10月１日から下記のとおり新しい医療証に更新いたします。
つきましては、10月以降の診療に際しましては、新医療証にて受給資格の確認を行っていただきますよう、貴会会員へのご周知をお願いいたします。
また、掲示用ポスターを作成いたしましたので、併せて送付いたします。
今後とも本市医療費助成制度の実施にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

１　令和６年10月１日からの医療証について

種別		色 現行（9月末まで）	色 新（10月から）	一部自己負担（１医療機関あたり）	有効期間
重度障がい者医療証	65歳未満	水色	**桃色**	なし	R6.10.1～R7.9.30（※） ※65歳の誕生日前日まで または精神手帳の有効期限までとなる場合有り
	65歳以上	白色	**薄紫色**		
ひとり親家庭等医療証		みどり色	**オレンジ色**	入院外：800円／月（※1） 入　院：500円／日（※2） （月７日まで） ※1 高校生世代までは 500 円/月まで ※2 高校生世代までは自己負担なし	R6.10.1～R7.9.30（※） ※児童が年度の途中で 18 歳になる場合は R7.3.31 まで

※高校生世代まで：18歳の誕生日前日以後最初の３月31日まで（学生でない人も対象になります）

(1)「重度障がい者医療証」について

・新しい医療証は、桃色 または 薄紫色です。有効期間のご確認をお願いいたします。
・更新の申請は不要です（※）。
新しい医療証は、所得が基準額以下となった方に対し、９月下旬までに送付します。
※令和６年１月２日以降、市外から転入された方など、本市で所得が把握できない方は、所得証明等の提出が必要です。（対象者には、案内文を発送します。）
・精神障がい者（高校生世代までを除く）の、精神病床への入院費は助成対象外です。
医療証の一部自己負担金欄にその旨記載しておりますので、ご確認ください。

(2)「ひとり親家庭等医療証」について

・新しい医療証は、オレンジ色です。有効期間のご確認をお願いいたします。

・更新には申請が必要です。新しい医療証は、更新の申請書を審査した結果、対象者として認定した方に対し、９月下旬までに送付します。

※遅くとも 10 月までに申請が行われないと、助成を受けられない期間が生じます。有効期限が失効した医療証（みどり色）で受診されようとしている方には、更新手続きが必要である旨をお伝えいただければ幸いです。

・ひとり親家庭等医療は、年齢により一部自己負担金が異なります。受診の際は必ず医療証に記載されている一部自己負担金の欄（下記参照）をご確認ください。

［ ひとり親家庭等医療証の「一部自己負担金」欄 ］

●児童（H18.4.2 以降生まれ）の場合

一部自己負担金	※　入院外　１月当たり 500 円を限度 　　入　院　徴収しない ※　医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。

■親（H19.4.2～H21.4.1 生まれ）の場合

一部自己負担金	※　入院外　１月当たり 500 円を限度 　　入　院　徴収しない ※　医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。

■親（H18.4.2～H19.4.1 生まれ）の場合

一部自己負担金	※1　入院外　１月当たり 800 円を限度 ※1　入院外は令和７年３月 31 日まで 500 円を限度 ※2　入　院　１日当たり 500 円（月７日限度） ※2　入　院は令和７年３月 31 日まで徴収しない

■親（H18.4.1 以前生まれ）の場合

一部自己負担金	※　入院外　１月当たり 800 円を限度 　　入　院　１日当たり 500 円（月７日限度） ※　医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。

2　医療証に記載の「健康保険証」の表記について

・従来の健康保険証が令和６年 12 月２日に廃止されることに伴い、医療証に記載しておりました「健康保険証」の表記を「健康保険の資格が証明できるもの※」に変更しております。

※健康保険の資格が証明できるものとは、保険診療の際に必要なマイナ保険証や資格確認書、健康保険証等のことです。

・既に交付済の子ども医療証については表記の変更は行いませんので、「健康保険の資格が証明できるもの」に読み替えていただきますようお願いいたします。

《 問い合わせ先 》
福岡市保健医療局総務企画部保険医療課　医療助成係
重度障がい者医療担当：荒木
ひとり親家庭等医療担当：松尾
TEL：(092)711-4235　FAX：(092)733-5441